

スイスにおける文化景観の評価と管理

ハンス＝ルドルフ・エグリ (ベルン大学)

訳 三木一彦

- I. はじめに
- II. 「結果」および「資源」としての文化景観
- III. 研究主題としての文化景観
- IV. 計画対象としての文化景観—景観の保護と保全—
- V. 景観保全の重要性と影響
- VI. 実際の景観保全・管理と歴史地理学による貢献—2つの事例—
 - (1) 「スイスにおける歴史的交通路目録 (Inventory)」
 - (2) 「ユネスコ世界遺産のユングフラウ＝ア レッチュ＝ピーチュホルン」管理計画
- VII. 歴史地理学の基本問題としての景観評価と景観管理

I. はじめに

この研究の目的は、スイスにおける文化景観管理・保護の展開と、それに対する歴史地理学の貢献を跡づけることにある。文化景観管理の手段や方法を示すため、2つの事例について述べる。

しかしその前に、スイスについて簡単に説明しておこう。

西ヨーロッパの中央部に位置するスイスは、異文化の十字路であり、ヨーロッパの南北を結ぶ交流・交通の中心である。

スイスは、面積が約42,000平方キロメートル、人口が740万人という、比較的高い人口密度をもつ小国であり、とくにいわゆるミッテルラントMittelland (中央台地) 地方は、人口や経済の面で中心地域となっている。スイスの大きな特徴の一つは、多様性に富んだ景観が小さな国の中に詰まっている点である。例えば、連邦の首都であるベルンとアルプスの高山地域を隔てている距離は、わずか60キロメートルである。スイスの自然・文化空間は、東西に延びるアルプス山脈によって支配されている。

ジュラ山脈、ミッテルラント地方、アルプス山脈は、スイスの3つの主な地理的範囲をなしている。アルプス山脈の北側はおおむね温暖な中央ヨーロッパ気候地域であり、南側は地中海性気候地域である。

今日に至るまで、スイスを特徴づけてきたのは主に農村地域である。標高の高いアルプスの未開発地域と、ジュラ山脈、ミッテルラント地方、標高の低いアルプスの谷の文化景観は、すべて農村的性格を色濃く残している。いまだに農村地域への居住を主としているため、都市化や都市的凝集は景観のイメージにほとんど影響を与えていない。

景観の多様性は、スイスの政治行政組織の狭小さにも反映されている。1848年に創設された国民国家としてのスイスは、現在26の州

キーワード：文化景観, 世界遺産, 景観評価, 景観管理, 欧州景観条約, スイスの歴史的交通路目録

に分かれ、それがさらにおよそ2,700の自治体に区分されている。現在まで州は非常に強い権限を保持し、個々の自治体も高水準の自治権を保っている。一例をあげれば、空間的計画に関する主たる責務を負っているのは州である。

II. 「結果」および「資源」としての文化景観

文化景観は2つの観点からみることが可能である。第一に人間活動の結果というような「結果」の側面であり、第二に現在および未来の利用に対する「資源」としての側面である。

世界遺産としての文化景観に関するユネスコの定義は、「結果」の面に焦点をあてている。「文化景観は長年にわたる人間の社会や居住の展開を示すものであり、それはその自然環境によって与えられた自然の制約ないし機会や…継続的な社会的・経済的・文化的諸力の影響下にある」。文化景観が「結果」である以上、社会的・経済的・文化的発展を評価するための資料として用いることができる。しばしば、人間によって形作られてきた物理的・物質的環境は、これまでの（歴史的発展の）過程、とりわけ、その過程に関わった人々や社会集団に関する情報を得るための唯一の資料となる。科学的観点からすれば、文化景観は社会・経済・環境の歴史を考えるための一つの重要な資料なのである。

他方、「資源」としての文化景観は、将来の発展という目的にとって、また景観計画という目的にとっても、大きな重要性をもっている。天然資源とは異なり、現存する文化景観を保存するだけでなく、新しい文化景観を創造することも可能である。従って、狭い意味での景観保護がそれほど重要性をもたないのに対して、景観の発展（開発）は景観管理の過程として重要な役割を果たしている。

調査は、基本的に、過去あるいは現在における文化景観の記述・説明に関わるものであ

る。一方の計画は、現在あるいは将来の景観に関わるものである。

III. 研究主題としての文化景観

19世紀末期のスイスでは、都市化や工業化、鉄道や山岳鉄道の発達、大平原の大規模開拓などの結果として生じた大規模な土地開発に対して、はじめて抗議の兆しがみられた。

1900年を過ぎて間もない頃、文化景観研究はスイスの大学の人文地理学講座に導入されるようになった。例えばベルンでは、ヘルマン・ヴァルザー Hermann Walsler が17世紀におけるチューリヒのすぐれた州地図を用いて景観史を研究した。後にヴァルザーは、その関心をスイスの農村地域における集落構造へと移していった。新しく作成されたスイスの2万5千分の1地形図は、初めて国土全体の詳細な検討を可能にしたという点で大きな役割を果たした。

1918年から1939年までの両大戦間期、土地利用と景観保全は、いわゆる国内開拓策と密接に関連していた。地理学者であり、チューリヒの連邦技術研究所に所属する農業経済学者でもあったハンス・ベルンハルト Hans Bernhard (1888~1942) は、この開発に主要な役割を果たし、政治家として農業部門の必要性和景観保全を重視した。「国内開拓用の土地台帳」の導入によって、ベルンハルトは新たな農業地帯を切り開くスイス規模の基準をつくるとともに、自然保存（保護）地区を設定しようとした（図1）。こうした農村地域に対する包括的な空間計画基準は、「スイス開拓事業 Schweizerische Anbauwerk 1939~1945」の土台として用いられた。このスイス開拓事業は、第二次世界大戦中に穀物栽培を奨励したものであり、その結果、スイスはヨーロッパ大陸部においてつねに食糧の安全が確保された唯一の国となった。

1950年以降、文化景観は、スイスにおける

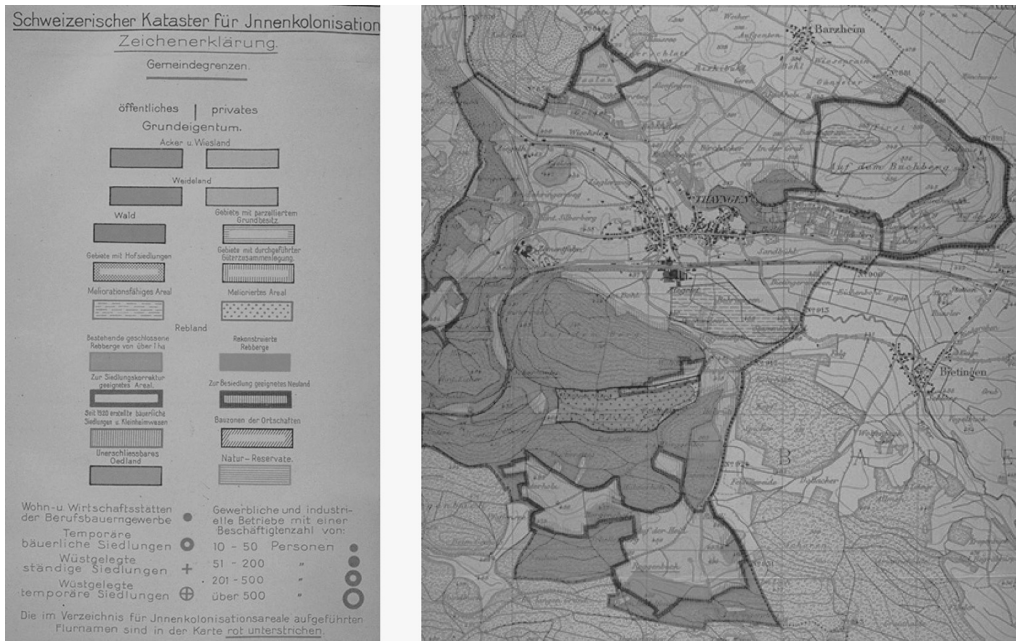


図1 ハンス・ベルンハルトによる空間計画（1932）

すべてのドイツ語圏地理学研究室で主要な研究対象となった。1970年からは、バーゼルのヴェルナー・ガルザー Werner Galluser が中心となり、われわれの生活圏において進行中の変化に対する認識を高めるために、「スイスにおける文化景観の変容」という研究プロジェクトが行われた。

チューリヒの地理学研究室は景観史に関する精力的な研究を行っていたが、景観の保全や計画について直接的に関与することはなかった。ベルンの地理学研究室では、ジョルジュ・グロジャン Georges Grosjean 後にクラウス・アエルニ Klaus Aerni と筆者一が景観史に関する詳細な研究を行なうかわら、景観保全や景観計画の面にも関わった。1984年にクラウス・アエルニをリーダーとして始まった「スイスにおける歴史的交路リスト (IVS)」については後述する。

近年では、多くの研究分野に属する学者たちが、ユネスコの世界プログラム「人間と生

物圏」や、文化景観研究に関するさまざまな国家プログラムに参画するようになった。これらの研究活動の主な焦点は、社会にとっての多機能的景観の重要性と、景観管理に対する多様なアプローチの統合にあてられてきた。

IV. 計画対象としての文化景観 —景観の保護と保全—

景観計画や景観管理の目的は、貴重な文化景観を保全し、不十分な条件を改善することにある。

文化景観研究や個々の学者たちの参画のおかげで、自然と史跡 (Heritage, 以下同様に訳す) の保護は、1960年代から政治的レベルで制度化された。1962年に連邦憲法が改正され、自然と史跡の保護に関する条文が追加された。そこでは、「風景・場所 (Locality) ・歴史的遺跡や自然的・文化的記念物を保護し、公共の利益が求める場合にはそれらに手

をつけないで保存すること」が連邦に義務づけられた。一方、同じ条文は、自然と史跡の保護は州の管轄事項であることを定めている。

スイスにおける景観の多様性を保つ中で、「景観」という用語もさまざまな形で定義されている。国家レベルでは、景観を、生息地・自然空間・文化空間・経済空間・体験空間 (experiential space)・認識空間 (identification space) などを包括する総称と捉えるのが一般的である。逆に、個々の州や自治体の定義では、集落以外の地域にのみ関わる用語として用いられている。

このような景観の概念も、国の政策や連邦の行政の中で大きな変化をとげてきた。1960年代には、景観の外観や故郷としての景観に焦点が当てられていた。1980年代になると、自然景観や準自然景観の生態学的重要性が大切にされるようになった。今日では、景観は、主として集落や経済（とくに観光業）の発展のための資源とみなされている。都市社会にアイデンティティを刻むことによって、また社会的変化の資料庫（アーカイヴ）を提供することによって、伝統的文化景観は、現代社会において多様な機能を果たしているがゆえに、その価値を高めてきた。すなわち、伝統的文化景観は、現代の都市景観に対して釣合いを保つ均衡力ととらえられ、それゆえにその価値は高められている。

1966年7月1日に定められた自然と史跡の保護に関する連邦法は、国に対して、州とともに国家的重要性をもつ対象物のリストを作成する権限を与えた。今日までに、文化景観の分野では以下のような国家規模のリストが作成されてきた。

- ・景観と自然的記念物に関する連邦リスト
- ・スイスにおける都市の風景や遺跡に関する連邦リスト
- ・スイスにおける歴史的交通路に関する連邦リスト

手順や原則、場合によってはリスト自体が、大学や大学の研究所との密接な協力のもとで作成された。

狭義の自然・史跡保護のための手段に加えて、農業や地域発展のための法的・資金的手段も、景観保全にとって大きな重要性をもっている。

ここ30年の間に、農業政策の重点が移動し、景観保全の地位が高まるという社会的・政治的变化の前触れがみられた。例えば、1976年には、景観保全が、食糧供給とともに初めて農業部門の重要課題として位置づけられた。1984年の農業報告は、文化景観の保護・保全に言及し、手頃な価格で高品質かつ健康的な食品を人々に供給することとならんで、環境や植物相・動物相の保護への貢献をスイスの農業政策における四つの最優先事項の一つとして記述した最初のものであった。

提言としては1969年から議論されてきたものの、1990年代になって、ようやく真の意味でのパラダイムの変化が起こった。すなわち、食糧生産活動とは別に、初めて独立した資金が農業部門の景観保全活動に認められたのである。「農業部門との新たな社会的契約は、農業部門を現代社会の中に統合することを目的としていた。これによって、農業の多機能的性格が高められた。さらに、魅力的な文化景観の提供は、この新しい要請の重要な側面であった。この要請のために、スイス国民の大部分が支出を進んで行なうことを意味していた。また一方で、この契約は、住民の社会的需要やレジャーの要求、観光客、自然・景観保護論者にこたえることができる文化景観の提供のための水準を高めることにもなった」(Gantner/Messerli/Vogel 1999 : 3)。かくして、農民は景観の保全と発展に関して最も重要な役割を担うものであると認められている。

2004年には、自治体や特別な生態学的・動物行動学的サービスを支援するための農業部

門サービスの直接支出が連邦農業省の支出の70%にも達していた。13億スイスフランのうち、半分以上は景観と関連する場所に対する直接的な出費の形であった(図2)。アルプスの文化景観管理において大きな役割を果たしているこのような財政手段は、スイスにおける文化景観の保全・管理に対する直接的な貢献と解釈できる。

現在・将来を問わず、農業は、粗放だが生態学的に管理された文化景観のみならず、現代的・集約的な土地利用形態を含め、スイスにおいて農地利用される全面積に大きく関わるものである。2004年におけるスイス農業部門のガイドラインでは、農業部門が保存の任を負う「典型的な特徴をそなえた地域の多様性」について明確に言及している。

1998年のスイス景観コンセプトにおいて、農業部門にも重要な役割が与えられた。もっとも、文化景観は、構造改善(土壌改良など)との関連で記述されるにすぎなかった。その固有の必要性に関わらず、景観概念の履行の強調は生態学的側面にとどまったまま

である。文化景観のもつ社会的・経済的・視覚的・美学的側面は実質的に除外されている。

V. 景観保全の重要性と影響

2001年にスイスは欧州景観条約に署名した。それはこの条約が欧州評議会で採択された一年後のことであった。これは、もっぱら全体としての景観の保護・保全・発展を対象とした国際法に基づく最初の条約であった。スイスが適用するものと同様の広い幅をもった「景観」の定義に基づくこの条約の目的は、社会的・経済的・生態学的側面を考慮に入れた景観の持続可能な管理を推進することにある。この条約でも、特別な価値をもつ選ばれた景観だけでなく、あらゆるタイプの景観が対象として含まれている。すべての国や民間団体・市民がこの目的に寄与することが求められているために、教育と専門的知識が大きく関連している。なぜなら、一般的に市民は、なんらかの知識をもち、保存や保護に値すると認めた対象のみを保護しようとする

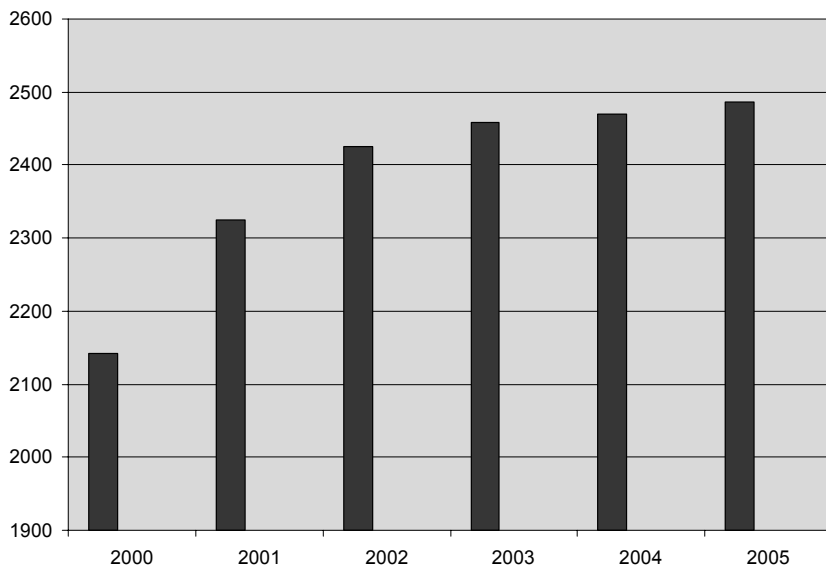


図2 景観保全関連のための直接支出の増大

ためである。

欧州景観条約はいまだスイス議会で批准されておらず、法的拘束力をもっていないにも関わらず、すでにその個々の側面が連邦や州の研究や計画に組み込まれるほどの影響力を有している。例えば、景観条約は地域的な自然保存（保護）地区の計画に大きな影響を及ぼしている。

VI. 実際の景観保全・管理と歴史地理学による貢献—2つの事例—

以下では、景観保全の二つの事例に目を転じ、その根本原則を定式化する上で歴史地理学が果たしてきた貢献について述べたい。

(1) 「スイスにおける歴史的な交通路目録 (Inventory)」

1979年、スイス連邦当局の代表団は、自然・史跡保護法に準じて起草された「スイスにおける歴史的な交通路目録」を提案した。これは、歴史的な交通路という文化財に関する認識を高め、その保存を推進することを目的としていた。ベルン大学地理学研究室のクラウス・アエルニ教授がこの任務にあたることになった。5年間の準備の後、目録作成作業は、以下の目的に留意しながら始められた。

1. 文化財としての歴史的な交通路やランドマークの位置を比定する。
2. 2万5千分の1の地図上に国史跡対象物を示す。
3. 残存している可視的要素の地図化と記録化によって歴史的な交通路を目録化する。
4. 普遍的なガイドラインによって地域の専門家による情報を集成する。

1994年に作成が始まった目録は、26州の範囲内の交通路網を大縮尺で約250以上の2万5千分の1の地図上に示したものを基礎とした。さらに、同じ地域において地理学者と歴史学者が別々に作業するのではなく、地誌的な作業と記録的な作業が同一人によって調

整・実行された。

まず、1870年頃の歴史的な交通路網が地図や地誌によって比定された。この時期は、動力交通によってもたらされた諸変化に先んじている。この時期に関する最初の地図は、スイス全土にわたって、2万5千分の1ないし5万分の1の縮尺で入手可能である。

地誌的・記録的な作業を同時に行なったことによって、一方で歴史的な道路の今も目に見える遺跡を示した地形図が、他方でそれぞれの交通路を国家的あるいは地域的な重要性によって区分したいわゆる目録地図が得られた。この目録によって、国家的な重要性をもつ道路のリストが、個々の対象物に関する付属地図と詳細な説明を付して作成された(図3・図4・図5・図6)。それぞれの地域に関する記録は、当該地域での国家語(ドイツ語、フランス語、イタリア語)で作成され、他言語への翻訳は行なわれていない。

何よりも、この記録はスイスにおける歴史的な交通路研究に関する包括的な情報源であり、今日では、すべての関心ある者に対してオンライン([www. ivs. admin. ch](http://www.ivs.admin.ch))で自由に閲覧できるようになっている。

関連する建設・設計プロジェクトは、専門家の適切な意見や声明によって、その準備段階から目録作成作業に組み込まれた。その結果、連邦の手段としてではなく、むしろ自然・遺跡保全協会をはじめとする公共や民間の団体による適切な声明の形で、目録は早期から影響を及ぼすようになった。特筆すべきは、優れた広報活動である。当初から行なわれていた集中的な活動により、現在、スイスの歴史的な交通路は広く知られ、文化的遺産として認められ、計画の全段階にわたって慎重な考慮が払われている。

しかしながら、このリストを法的に実施するための法令を協議する段階が今も継続中であることは問題である。現段階において、将来すべての指定された歴史的な交通路が実際に

IVS-Nr. / No. IVS / numero IVS	Namen / Nom / Nomes	IVS-Nr. / No. IVS / numero IVS	Namen / Nom / Nomes
ZH 8.1	Urn-Ofen im Wiesebach	ZH 20.1.5	Heilbrunn
ZH 8.1.1	Schiffbrücke über Haselbach	ZH 20.1.7	Faismatten-Rosbach - Faismatten
ZH 8.2	Alte Landstrasse, frühere Auftrage nach Muri-Abbas	ZH 20.1.8	Faismatten - Meien
ZH 8.2.1	Fahrstrasse zum Waldgut	ZH 20.1.9	Bielcke Obermatten
ZH 8.2.2	Erster Auftrieb zum Waldgut	ZH 20.1.10	Oberrhein - Lötlen
ZH 8.3	Variante über Ober-Riffenau	ZH 20.1.11	Saffel Lattenberg
ZH 8.4	Kunstmühle 19. Jahrhundert	ZH 20.1.12	Urnkonflus - Felsbach-Rosenberg
ZH 8.4.1	Lahnau - Ober Abbas	ZH 20.2	Kunstmühle 19. Jahrhundert
ZH 9	Zürich - Brugggärten i. Berni	ZH 21.1	Zürich - Schlieren - Schindellegi - Brunnen
ZH 9.1	Zürich - Alpbach - Wetzgö - Birmensdorf - Bremgarten	ZH 21.2	Pögg- und Saumweg
ZH 9.1.1	Alpbach (Ober)	ZH 21.3	Säumerstrasse und jüngere Fahrstrasse
ZH 9.1.2	Birmensdorf - Luffen - Grossschäfer	ZH 21.4	Kunstmühle 19. Jahrhundert
ZH 9.1.3	Grossacher - Kartäuserstrasse ZH 10	ZH 22	Winterthur - Andelfingen i. Sien am Rhein i. Schaffhausen
ZH 9.1.4	Rehmühle	ZH 23	Alte Landstrasse
ZH 9.2	Faismattenstrasse - P 503 Meien	ZH 23.1.1	Andelfingen - Thurlocke
ZH 9.3	Dietikon - P 441 Honnet	ZH 23.2	Kunstmühle 19. Jhd.
ZH 9.4	Schlieren - Niederdorf - Honnet - Zürichweg	ZH 30	Baden-Dürren - Hünen - Henggart - Andelfingen - Stein a. Rh.
ZH 9.4.1	Schlieren - Niederdorf	ZH 30.1	Alte Landstrasse
ZH 9.4.2	Niederdorf - Rappentost (Unter Zürichweg)	ZH 30.1.1	Baden-Dürren - Luffingen
ZH 9.4.3	Niederdorf - Oberstrass - Ober Zürichweg	ZH 30.1.2	Luffingen/Saag - Luffingen/Zegghütte
ZH 9.5	Schlieren - Honnetstrasse - Kunstmühle im 19. Jhd.	ZH 30.1.3	Embrach-Oberhof - Embrach-Zegghütte
ZH 9.6	Zürich - Oberrhein - Schindellegi i. Einsiedeln	ZH 30.1.4	Boffach - Netzbach
ZH 9.7	Zürich - Winterthur - Gschwend	ZH 30.1.5	Reuss-Löcheren - Henggart/Wolfensbergen
ZH 9.8	Birmensdorf - Eschweg	ZH 30.2	Kunstmühle 19. Jahrhundert
ZH 9.9	Winterthur/Töss - Winterthur/Säule, Dörfles	ZH 30.3	Birmensdorf - Dürren - Netzbach
ZH 9.10	Winterthurer Strasse	ZH 31	Stein am Rhein - Andelfingen
ZH 9.11	Aubrigg	ZH 31.1	Blauhusen - Oberstrammheim - Wetzlingen - Oespigen
ZH 9.12	Bornis-Bahn	ZH 31.2	Kunstmühle - Oberstrammheim
ZH 9.13	Kunstmühle 19. Jahrhundert	ZH 31.3	Embrach - Felmül - Gschwend
ZH 9.14	Baerndorf - Nürensdorf - Winterthurer Postweg	ZH 31.4	Gurtlingen - Echhof
ZH 9.15	Zürich - Winterthur - Adorf - W. u. St. Gallen	ZH 31.5	Friedhof - Unterstrammheim - Gschwend - Oespigen - Andelfingen
ZH 9.16	Alte Landstrasse	ZH 31.6	Kunstmühle - Unterstrammheim
ZH 9.17	Zürich - Rüttenen - Ober-Scholten	ZH 31.7	Oberrhein - Hünen
ZH 9.18	Schlieren/Oberrhein, 202, Esag - Honnet	ZH 31.8	Kunstmühle 19. Jahrhundert
ZH 9.19	Strassenbrücke (im 19. und 20. Jahrhundert)	ZH 31.9	Winterthur - Sandbühlstrasse - Altes Vorderbühlstrasse
ZH 9.20	Zürich - Winterthur - Frauenfeld - Kessental	ZH 32	Winterthur - Wetzgö i. Zürich
ZH 9.21	Altenhof - Strass - Altes Frauenfeld - Landstrasse	ZH 33	Alte Landstrasse
ZH 9.22	Zürich - Frauenfeld - Landstrasse	ZH 33.1	Kunstmühle 19. Jahrhundert
ZH 9.23	Strassweg - Althof	ZH 33.2	Brunnbrücke
ZH 9.24	Oberstrass - Kloten	ZH 40	Kunstmühle - Frutigen - Rappentost i. Einsiedeln
ZH 9.25	Kunstmühle 19. Jahrhundert	ZH 40.1	Alte Landstrasse - Pilgerweg
ZH 9.26	Zürich am Rhein - Kloten - Baden	ZH 40.1.1	Kunstmühle/Strasse, BSK - Hornli
ZH 9.27	Kloten - Rümbling - Buchs - Oberfluggen	ZH 40.1.2	Hornli - Fanzpaz
ZH 9.28	Rümbling - Oberdorf - Buchs - Adlig	ZH 40.1.3	Fanzpaz - Latten
ZH 9.29	Kloten - Oberstrass - Oberstrass - Adlig - Buchs - Oberfluggen	ZH 40.1.4	Käferhof - Säag
ZH 9.30	Rümbling - Wetz	ZH 40.1.5	Fischerhof - Gbweil
ZH 9.31	Adlig - Buchs - Oberstrasse	ZH 40.1.6	Post - Oberstrass
ZH 9.32	Oberrhein - Affolzen - Wetzgö	ZH 40.1.7	Dürren - Balmbrunn - Brunnmatt
ZH 9.33	Zürich - Sionen (Schlieren i. Schlieren)	ZH 40.1.8	Brunnmatt - Rüt
ZH 9.34	Zürich - Rappentost/Kessental	ZH 40.1.9	Rüt - Kessentalstrasse
ZH 9.35	Alte Landstrasse	ZH 40.2	Landstrasse über Wald
ZH 9.36	Obere Strasse Kessental - Erlenbach	ZH 40.2.1	Post - Zürich

図 5 歴史的な交通路のリスト


IVS
INVENTAR HISTORISCHER
VERKEHRSWEGE
DER SCHWEIZ

BE 29.3.11
WZ Dokumentation
Kanton Bern
Bedeutung National
Seite 2

GELANDE
Aufnahme 25. Mai 1924 / D. Nr.

Auf den ersten 210 m von der Kloten-Meklen bis zum Waldrand ist der im Falle angelegte Weg mit einem Harzbelag versehen und als Holzrute markiert. Die ehemalige Holzrute ist zwar aufgeführt, aber im oberen Teil im Ansatz noch deutlich erkennbar.

In Friesenberg präsentierte sich der «Holzweg» als direkt angelegter, flach über die gesamte Distanz verlaufende Holzrute. Überall dort, wo der Weg teilweise Ödland durchzogen wurde, haben sich mehrere einzelne Steine in den weichen Bodenschichten eingegraben. In den Buchen-Bänken werden die Spuren unklarlich oder sind teilweise ganz verschwunden. Die hier ebenfalls Holzrute liegt sich jedoch dort nahe aufeinander, dass der historische Wegverlauf in einem flächendeckenden Zusammenhang auf der ganzen Länge des Abschnitts problemlos rekonstruierbar ist.



Die Holzrute besteht aus zwei bis sechs Spalten, deren Tiefe zwischen einer zum wahrnehmbaren Ausprägung und 80cm beträgt bis zu 1 m variiert. Besonders schön erhalten geblieben ist das flächenförmige Holzwegbündel kurz nach dem Eintritt in den Wald nach Meklen bei Zentrum Koord. 593 650 (206 740) mit bis zu 20 Trassen.

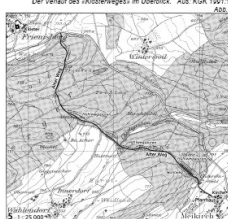
Wo es die Geländeverhältnisse zulassen, sind die Hauptspalten einzelner Holzwegabschnitte aufgeführt und einzeln verortet worden, das sie für forstliche Zwecke (in der Regel als Mäschweg) benutzt werden können. Eine Übersicht über diese rekonstruierten Spuren sind entweder geschildert oder verortet auf dem historischen Waldplan. Gleichesbezie sind die rekonstruierten Wegformen durch moderne Eingriffe (gerade Fortstrasse, ehemalige Holzrute) aber auch echter Oberholzruten.

Die letzten 250 m zwischen dem nördlichen Rand des Friesenberges und dem ehemaligen Holzrutenverlauf verlaufen durch die Obere Rüt und sind heute noch meist sichtbar.

IVS
INVENTAR HISTORISCHER
VERKEHRSWEGE
DER SCHWEIZ

BE 29.3.11
WZ Dokumentation
Kanton Bern
Bedeutung National
Seite 3

Der Verlauf des «Holzweges» im Oberdorf. Aus: KSK 1021/4 Abb. 2



Die teilweise lückenhafte Erhaltung des Holzweges auf einer Distanz von nahezu einer Kilometern quer durch den Friesenberg ist für Verhältnisse des schweizerischen Mittelalters aussergewöhnlich und macht den Holzweg für das IVS zu einem besonders wertvollen Objekt.

— Ende des Abschnitts —

図 6 歴史的な交通路の説明

国史跡の対象として保護されるかどうかはわからない。

(2) 「ユネスコ世界遺産のユングフラウ＝アレッチュ＝ピーチュホルン」管理計画

第二の例として紹介するのは、ユネスコの世界遺産である「ユングフラウ＝アレッチュ＝ピーチュホルン」である。

2001年12月、ユネスコはこの地域をアルプスで最初の世界遺産に登録した。アルプスの標高の高い位置にも関わらず、この世界自然遺産には大規模な文化景観地域が対象に含まれていた。この地域は26の自治体によって区分されており、広い面積の集落や農地を含んでいるのである(図7)。こうした居住エリアは自然景観に対して直接的な影響を強く及ぼしており、そのような自然景観と相まって、多様性に富んだアルプスの世界を構成している。

歴史地理学的見地において、集落や耕地の形態は農業様式のあらわれとしてとくに注目される場所である。同様の自然条件はアルプス地域全体に存在しており、高度差や気候条件のちがいを、そしてとりわけ高山地域における植物生育期間の短さに応じて採用される、土地利用や管理のかなり普遍的な様式が認められる(図8)。

対象地域の自治体間で多くの属性が共有されてはいるが、本質的に異なる経済条件の結果として展開された集落や耕地の形態には、根本的な差異が存在している。こうした差異は、今度は、社会文化的かつ法的体系に継続的な影響を与えている。アルプス山脈の南側の自治体では、細分化された所有地パターン内での不規則で小規模な区画がみられる。これは内アルプス(inner alpine)地域では典型的である。他方、北部やアルプス北部全域の自治体では、畜産や酪農のための散居集落

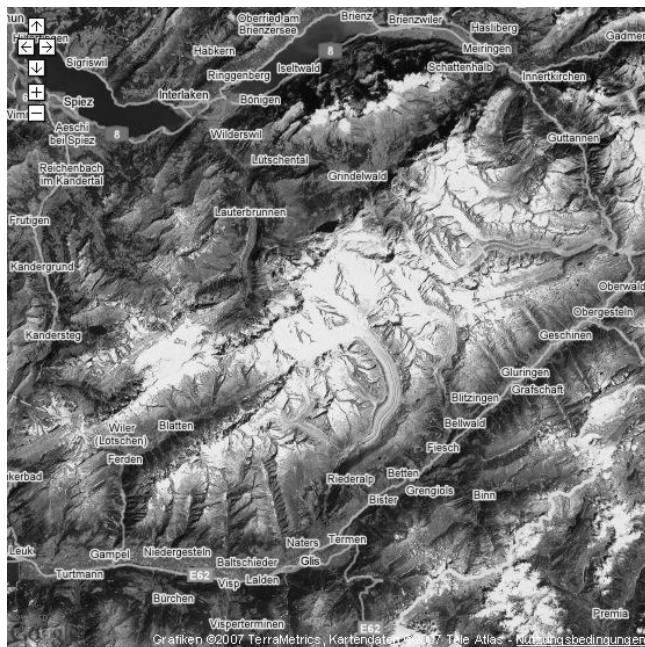


図7 ユングフラウ＝アレッチュ＝ピーチュホルン

17. - 20. Jh.

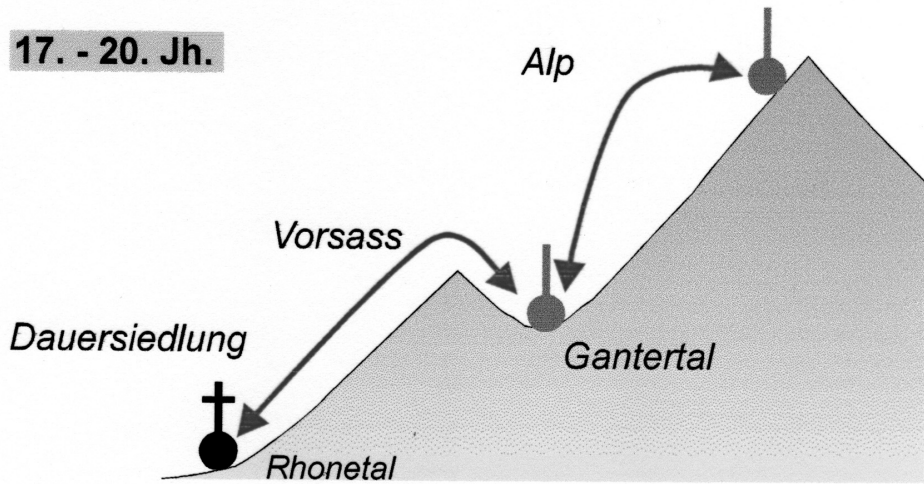


図8 アルプスの垂直的農業システムのシューマ

が特徴的である。

ヴァレ州の自治体における内アルプス地域の細分化された所有地パターン内での不規則で小規模な区画

穀物栽培と家畜飼育は、住民用の自給農業として必須であった。さらに、乾燥した内アルプス地域では水の獲得が限定要因となったため、中世後期以降、灌漑システムが発達し、その中には今日まで維持されているものもある。

小さな面積の中であっても、土壌の性質や勾配、傾斜の向きなどは非常に多様である。分割相続の慣行もあって、今日ではきわめて細分化された土地となっており、多くの農家が100を超える土地区画を所有している。居住域は、緊密な集村集落の形をとることが多い(図9)。

内アルプスにおける土地利用様式の主要な特徴の一つは、この地域における小規模な農家や村落の発展の前途が非常に限られている

ということである。刷新や変更にかかる費用は、アルプス北部の散居集落よりもはるかに高額である。例えば、労働や資金の投下に見合った土地改良を達成することは事実上不可能である。

アルプス北部のペルナー・オーバーラント地方における散居集落

近世以降、ユングフラウ＝アレッチュ＝ビーチュホルンの北側の地域では、降水量が比較的多く、谷や台地の傾斜がより緩やかであったことに加え、スイスのミッテルラント地方における諸都市との商取引もあって、まったく新しい経済構造と異なる集落・農業様式が生み出されてきた(図9参照)。16世紀から、アルプスの農家は家畜飼育に専門化し、穀物栽培はおおむね消滅した。これは、第一に都市や外国からの肉や乳製品に対する需要が高まったことによるものであり、第二に都市が穀物供給に関わるようになったためである。穀物栽培地は牧草地となり、集落は

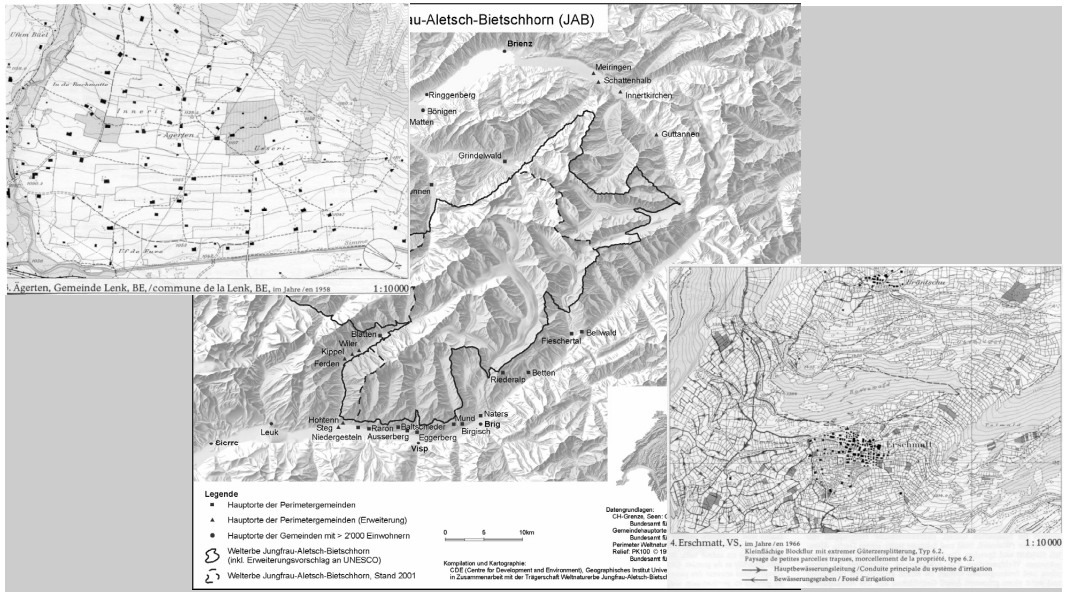


図9 内アルプス地域とベルナー・オーバーラント地方における耕地形態と集落の対称性

より疎らになっていった。その方が、集村集落よりも家畜飼育にとってはるかに有利であったためである。

アルプス北部における集落・農業様式は、新たな農業上の要求と、新しい非農業的利用に非常に適合するものであった。一方で、大規模な土地区画によって機械化した農業が可能になり、この山間地域の畜産家や農家はより自立した経営を行なえるようになった。他方、観光業の推進をはじめとする非農業的な要求にこたえることも容易であった。

このように異なった集落・土地利用様式は、将来の発展に対して根本的に異なる基準をもたらすものであって、貴重な資源として扱うことができるし、扱わねばならない。もっとも、差し迫ったユネスコ世界遺産の施行に際して、文化景観の保存はこの地域において重要な課題となっている。損なわれていない景観や、少なくともそれについての認識が、観光業の発展にとって最重要の基準となっているためである。

VII. 歴史地理学の基本問題としての景観評価と景観管理

ここまで述べてきたように、いずれの事例においても景観計画は評価に基づいている(図10)。

それぞれの要素や過程を評価するのではなく、(全体としての)景観を評価することは、景観発展の手段の基礎として用いられる場合、つねに応用に基づいたものである。この言明は、目標とされる望ましい将来の状態が、現在の状態や、ある対象物の成り立ちに由来するものではあり得ない、という基本原理によっている。その結果、学者たちがどのような状態や発展を目標とするかを定めることはできない。学問は、手段や行動・不作為の含意や影響を評価できるし、またそうせねばならないが、それらが肯定的か否定的かを決定することはできない。景観の美しさや多様性・完全性(手付かずの状態であること)については、もしそれらが保持ないし保存され

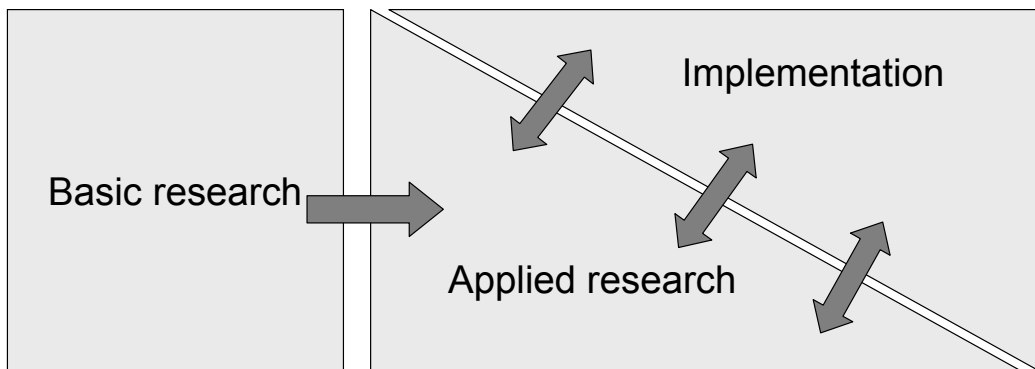


図10 基礎研究、応用研究と景観管理の関係

るべきであるならば、それは社会的・政治的発展の方針や手引きとなる原則にしたがって規定されるべきである。しかし、それらは景観自体から引き出されるものではありえない。

評価するのみならず、評価基準自体をも決定しようとする応用志向の学者は、それがしばしば指令の結果であるとしても、評価基準を過大評価するリスクをおかすことになる。社会・政治家・行政といった指令を発する当事者は、そうした評価の基礎となる必要な前提を要しない、評価そのものを求めているのである。

例えば、前述したスイス歴史的交道路目録(IVS)の作成を命じるスイス環境・森林・景観局の指令は、国家的重要性をもつ対象物にのみ言及している。しかし、評価の目的に対するカタログや判断基準、尺度が示されているわけではない。どの道路や史跡が国家的重要性をもち、説明に値するのかを定めることは学者に委ねられた。従って、学者たちは、単に評価するだけでなく、まっさきに評価の判断基準を決めねばならない。

2003年末に目録は完成したものの、連邦議会によって承認されていないため、国家的重要性をもつ対象物を指定するための基礎となる判断基準は、いまなお政治的・社会的レベルでの決定に委ねられている。今後、判

断基準が変われば、目録にも根本的な修正が加えられるだろう。

もっぱら科学的基準にしたがってモデルとして景観を記述・説明する景観の目録や台帳とは対照的に、景観評価については、「評価すべき景観」といった対象それ自体にはまったく由来・関連しない判断基準が用いられるのが実態である。将来の発展の手段として提供されるあらゆる目録は、景観評価を必要としている。そうした判断基準は目標とする地位に基づくものであり、その地位は学問への付託ではなく、倫理的・道徳的見地から決定されるべきものである。むしろ、社会の代表者として、指令を出す当事者がこの判断基準を提供すべきである。目録作成だけでなく、判断基準の提供をも学者に求めることは、その力が及ばないことを学者に強いるものである。

たとえ関連する問題を案出する場合であっても、学問的に十分な根拠があり、なおかつ履行可能な成果を成就するために、景観研究と景観管理とは、当初からつねに互いに結びついて行なう必要がある、と結びたい。

謝辞

翻訳にあたっては國學院大学教授吉田敏弘先生に種々のご教示を賜った。記して厚くお礼申し上げます。